

今年度の重点取組

水防災意識社会
再構築ビジョン



今年度の重点取組

■昨年度の重点取組に対する取組状況

●令和4年度重点取組

「要配慮者利用施設における避難計画等の策定及び避難訓練の実施」

(目標：避難確保計画の作成率100%の達成、避難訓練の実施)



●京都府各機関の令和4年度取組状況調査結果(平均値)

・避難確保計画の作成：95%　・避難訓練の実施：50%

課題を踏まえて

■今年度の重点取組

重点取組「要配慮者利用施設における避難計画等の策定及び避難訓練の実施」

- ・自治体の実情を考慮しつつ、避難確保計画の作成100%達成を目指します。
- ・特に要配慮者利用施設の避難訓練の実施に重点を置いて取り組むこととします。

今年度の重点取組

■要配慮者利用施設における避難計画等の策定及び避難訓練の実施

- 要配慮者利用施設における避難訓練の実施にあたり、具体的な訓練方法には複数の種類(詳細は次頁参照)がありますが、各施設の状況・事情等に応じて、必要な訓練に取り組むことで避難の実効性を高めることができます。

★重点取組：避難訓練の実施

訓練の実施の作成



写真：山形県HP 要配慮者利用施設訓練支援内容



H28.11.25



＜避難訓練 実施内容例＞

- 実際に施設利用者を、上層階や避難先へ移動させ、安全確保の方法や、移動にかかる時間をチェックし、避難確保計画を改善する。

【訓練の種類】

- ・情報収集・伝達訓練
- ・設備や備品、持ち出し品等の確認訓練
- ・図上訓練
- ・避難経路等の確認訓練
- ・立ち退き避難訓練
- ・屋内安全確保訓練

出典：要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集より

【参考】訓練の種類と概要

訓練の種類としては、施設以外の避難先に移動させる「**立ち退き避難訓練**」(次頁参照)や施設の上階に移動させる「**屋内安全確保訓練**」(次頁参照)以外にも、「**情報収集・伝達訓練**」「**設備や備品、持ち出し品等の確認訓練**」「**図上訓練**」「**避難経路等の確認訓練**」など(下記参照)があります。

＜情報収集、情報伝達訓練＞
避難確保計画に定めた内容や担当者のそれぞれの役割を踏まえ、想定する災害シナリオに基づき、情報収集や情報伝達を行う訓練です。訓練参加者を施設職員や避難支援協力者に絞った訓練の一つです。



＜設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練＞
避難に必要な設備や装備品の点検や備蓄品を確認し、立退き避難先への持ち出し品を実際に準備する訓練です。訓練参加者を施設職員に絞った訓練の一つです。



＜図上訓練＞
立退き避難訓練や屋内安全確保訓練を、図上で行う訓練です。情報伝達訓練等と合わせて行う場合があります。高齢者施設等の施設利用者の身体的負担の軽減を考慮し、訓練参加者を施設職員や避難支援協力者に絞った訓練の一つです。



＜避難経路等の確認訓練＞
現地を見て、避難確保計画に定めた避難先や避難経路の安全性等について確認する訓練です。訓練参加者を施設職員に絞った訓練の一つです。

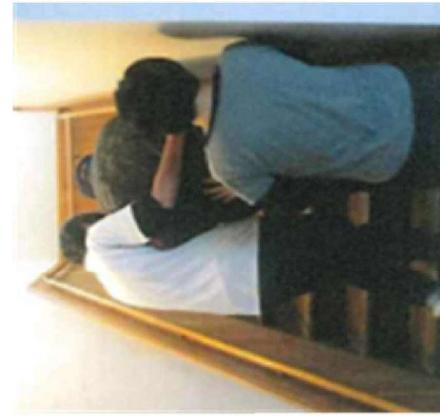


【参考】訓練の種類と概要

＜立退き避難訓練＞
避難確保計画に定めた施設外の避難先に施設利用者を立退き避難させる訓練です。一般的には、施設職員や施設利用者、避難支援協力者が参加して実施します。



＜屋内安全確保訓練＞
避難確保計画に定めた施設内の避難先に施設利用者を垂直避難させる訓練です。一般的には、施設職員や施設利用者、避難支援協力者が参加して実施します。



【参考】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知及び訓練実施の促進について

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進するため、避難確保計画の作成や訓練について分かりやすくポイントをまとめたリーフレット及び動画を作成しました。(事務連絡令和5年4月7日)

① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」

各都道府県 水防担当課長 殿
各都道府県 砂防担当課長 殿

事務連絡
令和5年4月7日

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境水防企画室 课長補佐
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知
及び訓練実施の促進について

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料について
及び訓練実施の促進について

要配慮者利用施設において、大雨の際に円滑かつ迅速に避難を行うため、水防法及び土砂災害防止法では、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対する義務付けられています。

今般、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進するため、下記の通り避難確保計画の作成や訓練について分かりやすく、詳しく解説いたしました。リーフレット及び動画を作成したほか、施設における訓練の実施にあたっての留意事項を取りまとめましたので、貴管内市町村に周知し、施設管理者等の適切な対応を取るようお願いします。

1. リーフレット及び動画の作成について

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を簡潔にまとめた、以下のリーフレット及び動画を作成しましたので、施設管理者等の避難確保計画作成や訓練実施の促進にご活用いただけますようお願いします。

① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」
要配慮者利用施設の管理者等向けに、避難確保計画及び訓練の必要性や具体的な内容について理解してもらうことを目的としたリーフレットです。

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を踏まえ、避難確保計画に定めるべき項目や、それを定める際の留意点等を簡潔にまとめているほか、訓練の種類や実施方法について掲載しています。

② リーフレット「水防法・土砂災害防止法が改正されました」
令和3年の水防法、土砂災害防止法の改正内容について解説しています。

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について

利用者の円滑かつ迅速な避難のために



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設では、
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が“義務”づけられています。
※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等

[参考]要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・支援資料の周知及び訓練実施の促進について

① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者的人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。



point

- 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう。
- ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます。
- 国土交通省「ハザードマップ」もご活用ください。

2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するためには重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



point

- 夜間や休日など、職員が不在・収集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう。
- 必要な時に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です。

3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためにには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。

● 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。

● 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

立退き避難	・災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することをいいます。
基本的な避難行動	・避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定期間外の避難先に立退き避難します。
屋内安全確保	・施設内に災害リスクがある場合は、浸水深により高い階に移動するなどもできます。ある区域の施設の安全確保を目的として、施設内に設置された警報装置による音警報や、土砂災害想定区域、津波想定区域、浸水警報区域等で警報が発令された場合は、施設内の高い所に避難できます。



point

- 避難先は、利用者のケガなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう。
- 安全で確実な避難ルートを設定しましょう。
- 「屋内安全確保を行う場合は、長時間の浸水に対するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう。

4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (警戒線の算出)				
情報収集					
施設の行動	大雨注警報 洪水注警報 ●日没までの避難完了 ●前日の休業判断				

point

- 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を完了するようにします。
- 夜間に避難を完了するようにします。

point

リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」より

【参考】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知及び訓練実施の促進について

①リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」

5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を行つ実地訓練のほかに、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めようしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
 - ①何をしようとしたのか？　例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
 - ②実際には何が起きたのか？　例) 全員の避難に時間半がかった
 - ③なぜそうなったのか？　例) 車両数が計画通り手配できなかつた
 - ④次回すべきことは何か？　例) 車両数が手配できなし場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが“義務”付けられています。必ず報告してください。



- point
- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段（車両数や手配方法）へと実際に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーテンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。



【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 砂防部 砂防計画課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111（代表）
(令和5年3月)

【参考】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知及び訓練実施の促進について

避難確保計画作成支援動画 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時ににおいて、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図つていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交空白YouTube】



【動画の画面例】

【画面様式】

社会福祉施設
避難確保計画

対象者数：小豆（高齢者、障害者、健康・虚弱）
土砂災害（土砂崩れ、土石流、地すべり）

【添付書類】
○○○のホームページ

2022年4月作成

【計画様式やチェックリストは、所定する市町村で各自用に用意している場合があります。所定する際は、市町村にご確認ください。】

【動画様式】

要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・確認のポイント

令和5年3月
国土交空白水管理・国土保全局
河川環境課・砂防計画課

【2. 災害リスク等の確認】

様式1 3 施設が有する災害リスク

水害(洪水) 浸水深、浸水継続時間 浸水深、浸水継続時間

法水浸水想定区
(洪水)

0.5m～2m
区域の該当の有無

該当なし 該当 最大浸水深
0.5m～1m
最大浸水想定高
0.5m～1m
該当なし 最大浸水深
12時間～1日未満
最大浸水想定時間
該当なし 最大浸水深
1日～3日未満
最大浸水想定区域
該当なし 最大浸水位
2m
最大浸水深
津波波到達時間
50分

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 該当なし 該当 (以下の該当する分類に☑)
☑がけ崩れ・急傾斜地の崩壊
□土石流
□地すべり(地滑り)

5. 避難説明

様式4-5 通報用紙

①原則、施設利用者が通報できない場合、指揮監視場所(会議室グループホーム)に立派な避難説明をすら。
②避難する面が複数でできない場合、指揮監視場所(会議室グループホーム)に立派な避難説明をすら。

| 洪水 | 冠水高さ |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 最高の冠水高さ | 0.5m未満 |
| 他の冠水高さ | 0.5m未満 |
| 最高の冠水高さ | 0.5m未満 |
| 他の冠水高さ | 0.5m未満 |
| 最高の冠水高さ | 0.5m未満 |
| 他の冠水高さ | 0.5m未満 |

【参考】避難確保計画作成、避難訓練の効果事例

特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例

【特別養護老人ホーム 愛幸園】

- ・洪水に対する避難確保計画を追加改正(平成28年10月)
- ・近年洪水及び現地状況から、避難基準水位及び避難経路を設定
- ・避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施

H29.7

【秋田県大仙市】

平成29年7月の大雨での
迅速な避難

【避難路計画】
避難所周辺の道幅が狭く、スマートナビストン
移送を考慮し、往路と
復路を事前に設定

愛幸園

22日夜
職員15人待機
水位・気象情報収集

23日5:40

神宮寺水位
基準水位6.6m超過

職員全員を招集

23日7:30

避難開始

23日10:00頃

避難完了

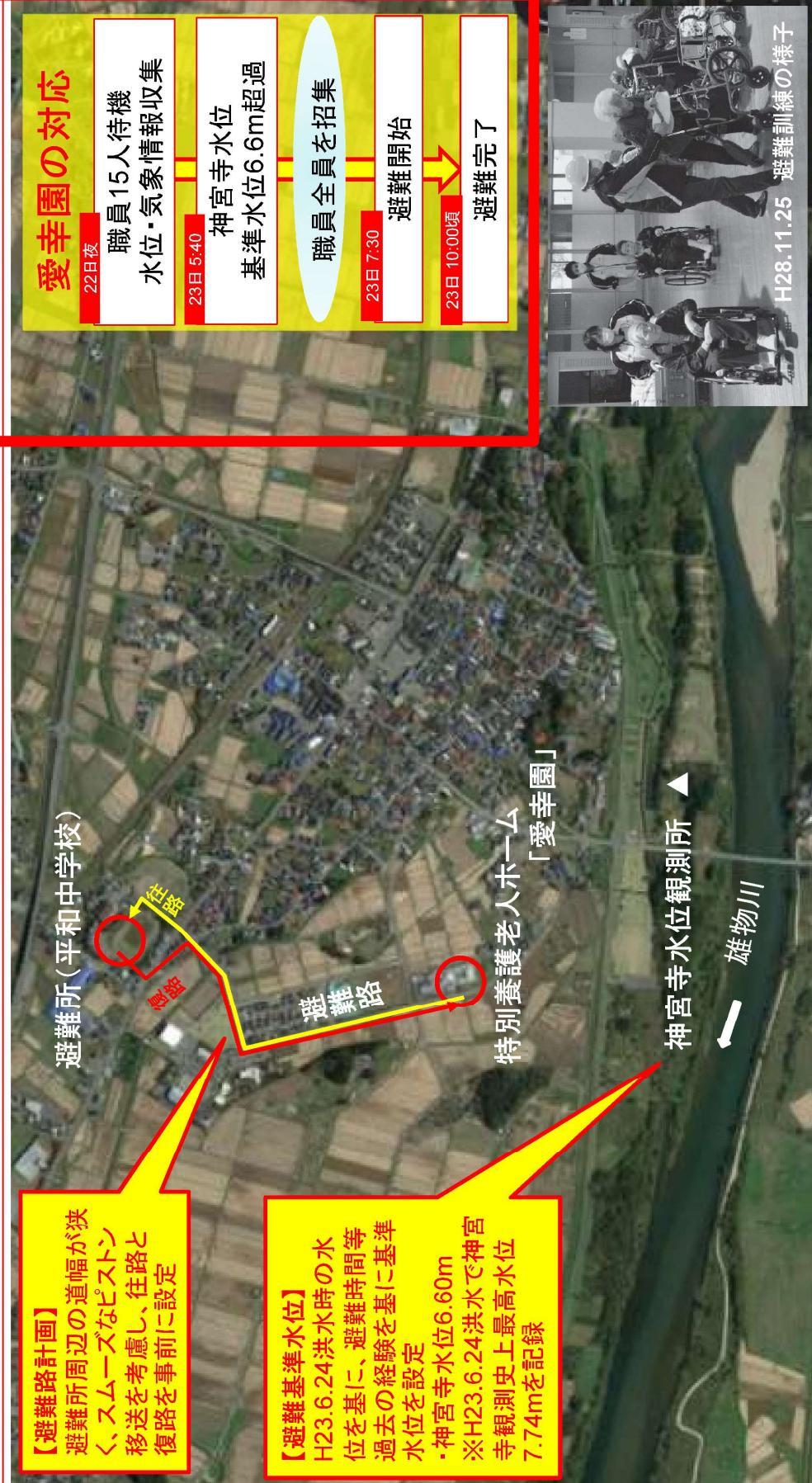
特別養護老人ホーム
「愛幸園」

神宮寺水位観測所 ▲

雄物川



H28.11.25 避難訓練の様子



【参考】避難確保計画作成、避難訓練の効果事例

グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例

【岡山県岡山市】

- グループホームメディフル藤田、藤田東館は、平成28年台風第10号により岩手県の高齢者施設において多数の利用者が亡くなり、厚生労働省および岡山市から利用者の安全確保と非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知を受け、同年10月に既存の防災計画の対象に水害を追加し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。

- 平成30年7月豪雨においては、防災計画に従って、利用者27名全員と職員が運営母体の医療施設に避難。

施設の概要・取組

- <施設の概要>
- ▶ 平屋の建物に27名（メディフル藤田18名、メディフル藤田東館9名）の認知症高齢者が入居。
 - ▶ 想定最大規模の洪水により1.0m～2.0mの浸水が想定される。
- <施設の取組>
- ▶ 平成28年10月に水害時の避難に関する計画を作成し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
 - ▶ 重要な書類や備蓄品等は建物の高い場所に配置。

平成30年7月豪雨における避難の概要



※両施設とも、医療法人よつば会が運営

【参考】避難確保計画作成、避難訓練の効果事例

特別養護老人ホーム川越キングスガーデンの事例

【埼玉県川越市】

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する防災マニュアルを作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会（前期・後期）」に参加し、**平成31年1月に避難確保計画を作成・提出**
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難

R1.10

【川越キングスガーデン】

- ・平成19年の出水を受けて防災マニュアルを作成
- ・避難訓練の実施（毎年実施）
- ・避難確保計画作成の講習会に参加（平成30年11月）
- ・避難確保計画の作成・提出（平成31年1月）

台風第19号時の川越キングスガーデンの対応

12日 10時頃	■職員の移動、避難者の準備を開始 職員24人待機、水位・雨量情報収集
13日 2時頃	■避難開始、川越市に避難開始の報告
	● 洪溢

越辺川の破堤

令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画及び毎年の避難訓練に基づき、迅速な避難を実施し、職員・利用者全員が無事避難



【特別養護老人ホーム
川越キングスガーデン】
利用者100人

到達水位
A棟
B棟
C棟(2階直上で)

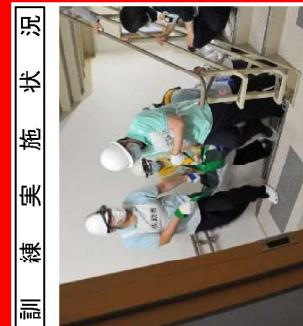
【参考】避難訓練の効果例

特別養護老人ホーム「けいわ苑」の事例

【福島県喜多方市】

- 令和4年8月3日からの大雨により、喜多方市塩川町にある特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、浸水前に、職員が1階にいた高齢の利用者39人を2階以上に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設では、ハザードマップを通して、河川氾濫の危険性を認識しており、常日頃から付近の河川の危機管理型水位計（福島県設置）の水位情報を確認していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど平時から災害に対する備えの意識が高かった。

R4.8



訓練実施状況

8/3 23:00 姥堂川の前田橋観測所（危機管理型水位計）

が危険水位を超過
8/3 23:30 危険水位超過をふまえ、職員を緊急参集し、
1階の入居者を垂直避難させるよう指示

8/4 00:20 全員の避難を完了

8/4 01:35 敷地内の駐車場で冠水が始まったため、
施設の入り口に土のうを設置

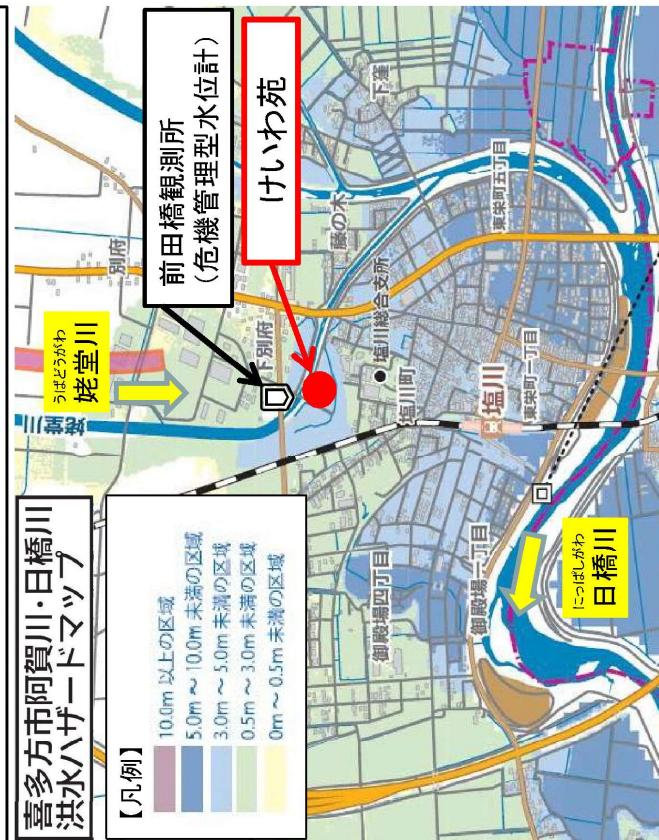
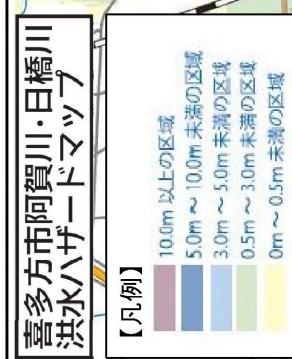
8/4 02:30 施設内にも浸水が始まること



（写真：喜多方市提供）



（写真：けいわ苑提供）



【施設コメント】

「ハザードマップや避難訓練を通して、近くを流れる川の危険性は認識していたので、無事に避難を終えることができました。入所者の命の安全を確保し、安心して暮らせるよう今後も努めていきたい」

（NHKニュース記事より）

【参考】水防法・土砂災害防止法の改正～要配慮者利用における円滑かつ迅速な避難のために～

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

都道府県・市町村の担当者の皆さんへ

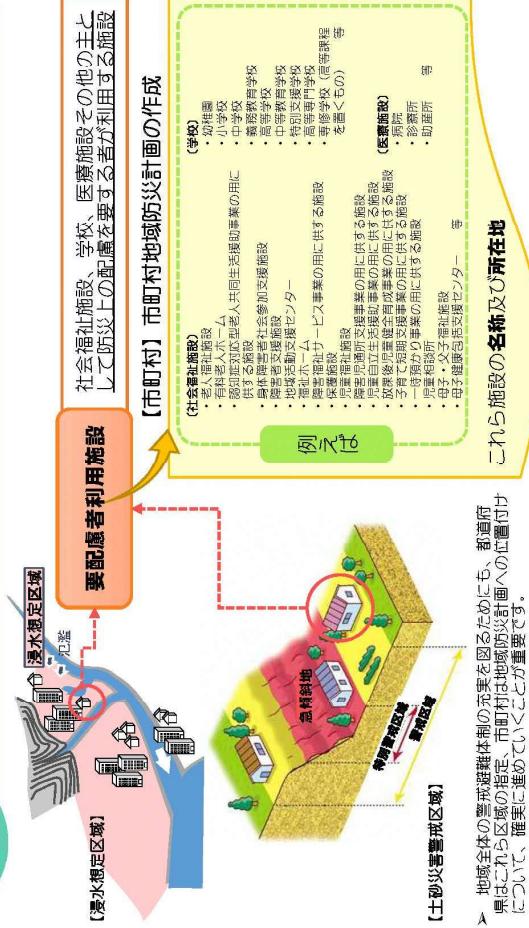
要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント [改正事項]

- ①避難確保保証画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③避難訓練・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化



①避難確保保証画の作成

- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③避難訓練・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化



1 避難確保保証画作成の支援

- 「避難確保保証画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために**必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際に、**施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、避難確保保証画の作成を促しますよう**（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対する具体的な計画を定めている場合には、**既存の計画に定める項目を加えることでも対応できます。**）
- 避難確保保証画の作成について、**各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

令和3年

市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保保証画の作成を促進するため、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、**正当な理由がなくその指示に従わなかつたときは、その旨を公表する**ことができるることとなっています。
- ▶ 避難確保保証画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成するこどが重要であるから、**市町村長が指示・公表を行つ際には、施設管理者等に対して避難確保保証画の必要性について丁寧な説明を行ふことが望まれます。**

2 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上避難訓練を実施し、**市町村長に結果を報告する**ことが義務づけられています。
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、**避難確保保証画を見直す**ことが重要です。

3 助言・勧告

- ※チエックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。
- 避難確保保証画への助言・勧告
- 施設管理者等は、避難確保保証画を作成・変更したときは、連絡なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保保証画の報告があつたときは、国土交通省の**チエックリスト※等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告を行います。**

避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があつたときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保保証画の見直しについて、国土交通省の**チエックリスト※等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告を行います。**
- 要配慮者利用施設でより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携し



【参考】水防法・土砂災害防止法の改正～要配慮者利用における円滑かつ迅速な避難のために～

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※「土砂災害警戒区域等における上級災害警戒区域等に係る法律」です。
『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対する市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

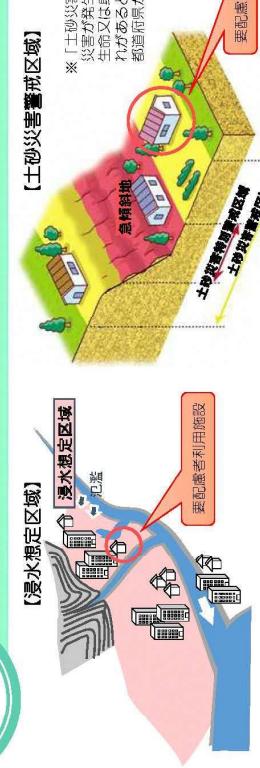
要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、市町村長への報告の義務化
- ③避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生するおそれがあるおそれがある場合に、住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県が指定します。

【浸水想定区域】



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

要配慮者利用施設とは…
社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設で

す。
※利用施設の対象となるのは、これまで想定されるおそれがあるところ及び所在地が決められた施設です。

※その他の施設には、これまで想定されるおそれがあるところ及び所在地が決められた施設です。

1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、利用者の円滑かつ迅速な避難などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。

● 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の用スペースの掲示板などに掲載してください。

令和3年

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

2 避難訓練の実施・防災教育の実施

- 作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行なう訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となつている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども参加してもらうようにしましょう。
- 訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直しを行いましょう。
- 施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等の方法もあります。



3 適切な助言・勧告を得たための報告

- 避難確保計画を作成・変更したときはや、訓練を実施したときは、遅滞なく、市町村長へ報告する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に關して市町村から必要な助言・勧告を受けけることができるように、報告の際には国土交通省のチェックリスト※等を添付して市町村に報告しましょう。
- ※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関するご質問

法律に関するご質問

市町村が所在する市町村へお問い合わせください。

水防法関係

国土交通省水管

・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管

・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表)



国土交通省ホームページ
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/seigai/jourou/soubou02.html>